

関係医療機関の長 様

栃木県保健福祉部医療政策課長

令和 5 (2023) 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関等設備整備事業の交付申請 (10 月以降分) に係る手続きについて (通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナ」という。) における入院医療提供体制の強化を図るため、下記のとおり、令和 5 (2023) 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関等設備整備事業 (10 月以降分) を実施することとしました。

つきましては、当該補助金の交付を受けようとする場合は、提出期限までに「新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金交付申請書」に関係書類を添えて提出くださるようお願いいたします。

記

1 交付申請について

当該補助金は、補助対象品目 (個人防護具又は個人防護具以外の設備) により、補助対象医療機関や申請の方法等が異なりますので御注意ください。

(1) 個人防護具

事前に「個人防護具購入計画書」の提出が必要です。交付申請書は補助対象期間終了後に提出してください。 補助対象医療機関ほか手続きの詳細は、「2 個人防護具」のとおりです。

(2) 個人防護具以外の設備

交付申請書は事前に提出してください。 補助対象医療機関ほか手続きの詳細は、「3 個人防護具以外の設備」のとおりです。

2 個人防護具

(1) 補助対象医療機関

これまでに新型コロナ患者の受入実績がある又は今後、令和 6 (2024) 年 2 月 20 日 (火) までに受入れを行う医療機関で、医療機関等情報支援システム (G-MIS) 上に患者の受入実績及び受入可能病床数等の入力を行う医療機関

(2) 補助対象品目及び基準額

品目	基準額
・個人防護具	1 人当たり 3,600 円

(3) 補助対象期間

別紙1「個人防護具の補助対象期間等について」をご覧ください。

(4) 申請等の方法及び期限

ア 事前の手続き

補助対象期間内における個人防護具の使用予定数の上限を「個人防護具購入計画書」により令和5（2023）年12月15日（金）までに電子メール（chiikiiryo05@pref.tochigi.lg.jp）で報告してください。

イ 事前の手続き後の管理

(ア) 令和5（2023）年10月1日以降に購入し、使用した個人防護具の使用状況を記録してください（補助対象期間内の使用実績を確認する上で必要となります）。

(イ) 令和6（2024）年2月22日（木）までに別紙2「令和5（2023）年度新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関等設備整備事業交付申請に係る提出書類一覧」に記載の交付申請書等を電子メール（chiikiiryo05@pref.tochigi.lg.jp）により提出してください。

(5) 留意事項

ア 個人防護具購入計画書により(4)アの期限までに報告がない場合、又は交付申請書等により(4)イ(イ)の期限までに申請がない場合は、補助対象とはなりません。

イ 補助対象となる個人防護具の金額については、事前に報告があった個人防護具計画書に記載された額が上限となります。

ウ 交付申請に当たっては、個人防護具の残数を加味した上で、今後必要な数量及び所要額を算出してください。

エ 新型コロナ患者について、感染状況に応じた適切な入院受入れが行われなかった場合、又は令和6（2024）年2月20日（火）までに入院受入実績がなかった場合は、補助対象となりません。

オ 個人防護具については、実績報告提出後に検査が終了次第、概算払いにより補助金をお支払いします。

3 個人防護具以外の設備

(1) 補助対象医療機関及び対象品目

補助対象医療機関※	補助対象品目
これまで当該補助金（個人防護具のみ補助対象となった場合も含む）の交付決定を受けたことがなく、令和5（2023）年4月1日～令和6（2024）年2月20日までに新たに新型コロナ患者を受け入れる医療機関	3（2）の品目のとおり
令和5年度以前に確保病床を有していた医療機関	3（2）の品目のうち、病棟単位による対応から、病室単位による対応への変更に伴い新規に必要な設備。（例：ゾーニングのためのパーティションなど）

※G-MISの入力や令和6（2024）年2月20日までの新型コロナ患者受入が必須となります。

(2) 補助対象品目及び基準額

品目	基準額
・初度設備	1床当たり 133,000円
・人工呼吸器及び付帯する備品	1台当たり 5,000,000円
・簡易陰圧装置	1床当たり 4,320,000円
・簡易ベッド	1台当たり 51,400円
・体外式膜型人工肺及び付帯する備品	1台当たり 21,000,000円
・簡易病室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額
・HEPAフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり 905,000円
・HEPAフィルター付パーテーション	1台当たり 205,000円

(3) 補助対象期間

令和5(2023)年10月1日から令和6(2024)年1月31日まで。
ただし、補助対象品目は同期間内に購入が完了していること。

(4) 申請の方法及び期限

令和5(2023)年12月15日(金)までに別紙2「令和5(2023)年度新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関等設備整備事業交付申請に係る提出書類一覧」のとおり電子メール(chiikiiry05@pref.tochigi.lg.jp)により提出してください。

(5) 留意事項

- ア 交付申請に当たっては、医療物資等の残数を加味した上で、今後必要な医療物資等の数量及び所要額を算出してください。
- イ 新型コロナウイルス患者について、感染状況に応じた適切な受入が行われていなかった場合、又は令和6(2024)年2月20日までに受入実績がなかった場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- ウ 個人防護具以外については、実績報告提出後に検査が終了次第、概算払いにより補助金をお支払いします。
- エ 実績報告書の提出日については、交付決定後に別途お知らせいたします。

医療政策課地域医療担当 花塚

TEL : 028-623-3577

MAIL : chiikiiry05@pref.tochigi.lg.jp

個人防護具の補助対象期間等について

1 個人防護具の補助対象期間の考え方

個人防護具の補助対象期間の考え方は次のとおりとし、いずれにも該当するものを補助対象とします。

- ①令和5年10月1日以降に購入したもの
- ②令和5年10月1日から令和6年2月20日までに使用したもの
- ③入院状況に応じて運用する「段階（0～3）」のうち、段階1～段階3の期間に使用したもの

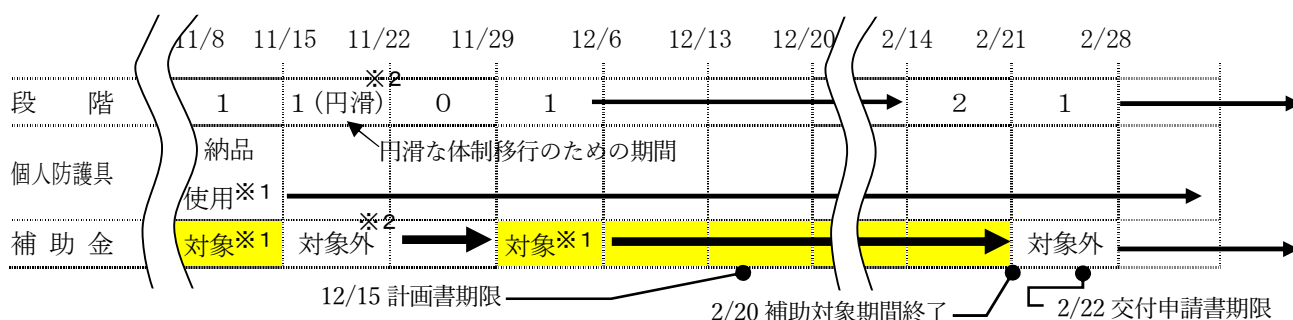
ただし、段階1であっても、段階1から段階0に引き下げる際の円滑な体制への移行を考慮するための期間（円滑な体制移行のための期間）は補助対象外とします。

なお、次の場合は、補助対象「外」となります。

- ・上の①②に該当しても、段階0の期間に使用したもの
- ・上の①に該当するが、使用していないもの

また、段階は、「3 段階の確認方法」により御確認ください。

参考：補助対象期間のイメージ



※1 補助対象期間内で、段階1から段階3の期間内（オミクロン株による感染拡大時のピークの在院者数（位置づけ変更前のいわゆる「第8波」のいずれかの最大在院者数）の3分の1を超えた時点から、3分の1を下回った時点）に使用した個人防護具が補助対象となります。

※2 段階1であっても、「円滑な体制移行のための期間」のときは補助対象外となります。

2 使用実績報告書について

交付申請書には、個人防護具の使用実績が分かる別添「個人防護具記録簿」の添付が必要です。補助対象期間内における使用状況の記録をお願いします。

3 段階の確認方法

段階は、栃木県ホームページ「入院体制及び入院調整について（医療機関向け）」に掲載しています。

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/2023ikoutyousa.html>

令和 5 (2023) 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関等設備整備事業交付申請
に係る提出書類一覧

申請対象	提出書類	提出期限	補助対象期間
個人防護具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人防護具購入計画書 (申請する上で必須) ・ カタログの写し (単価が分かるもの) 	12月15日(金)	10月1日(日) ～ 2月20日(火) ※ただし、段階 1～3の期間 に使用したも のに限る。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度栃木県新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金交付申請書(規則の別記様式第1-1号) 2 新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業計画書(別記様式第1-1号) 3 新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業収支予算書(別記様式第2-1号) 4 令和5年度新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業所要額調書(別記様式第3-1号) 5 納品書・請求書・領収書 6 個人防護具記録簿 	2月22日(木)	
個人防護具以外	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度栃木県新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金交付申請書(規則の別記様式第1-1号) 2 新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業計画書(別記様式第1-1号) 3 新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業収支予算書(別記様式第2-1号) 4 令和5年度新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業所要額調書(別記様式第3-1号) 5 購入予定物品のカタログ(定価が記載されたもの。) 6 見積書 7 簡易病室を整備する場合や、今まで本事業による補助を受けた医療機関において病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要なとなる設備を希望する場合は、当該病室の図面(付帯する備品がある場合は、当該備品設置場所を含む。) 	12月15日(金)	10月1日(日) ～ 1月31日(水)